

ピアザ淡海警備業務委託契約書（案）

ピアザ淡海管理組合組合長 _____（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）とは、ピアザ淡海の警備業務に
関し、次の条項により委託契約を締結し、双方誠実に履行するものとする。

（総則）

第1条 乙は、別紙ピアザ淡海委託業務共通事項およびピアザ淡海警備業務仕様書に基づき、誠実に業務を実施するものとする。

（履行期間）

第2条 甲が乙に対して委託する警備業務の期間は、平成30年（2018年）4月1日から2020年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲の乙に対する警備業務委託料は、***,***,***円（うち消費税および地方消費税の額*
*,***,***円）とする。支払年度区分は平成30年（2018年）度***,***,***円、2019年度***,
,円とし、毎月の支払額は別紙のとおりとする。

2 甲は、毎月の業務の検査終了後乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に請求代金を支払うものとする。

（検査）

第4条 乙は、日々の業務実施後、直ちに別に定める警備業務実施報告書を甲の監督職員に提出し、甲の検査を受けなければならない。この場合において甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 乙は、毎月の業務完了後、直ちに別に定める業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。この場合において甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙は、前2項の規定による検査に、乙の業務責任者または業務副責任者を立ち合わせなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第5条 乙は、この契約により生じた権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面による承認を得た場合はこの限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部または一括の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、委託業務の一部の処理について他に委託し、または請け負わせることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査し、または報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合における業務委託料または業務期間は、甲乙協議の上定める。

(価格の変動に基づく委託金額の変更)

第9条 契約期間内に物価の大幅な変動、その他予期することのできない事由の発生により甲乙双方が委託金額を著しく不相当であると認める場合には、委託金額の変更を求めすることができる。

(警備員)

第10条 乙は、警備員の労働時間、風紀、規律等について一切の責任を負う。

(損害賠償)

第11条 委託業務遂行中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに起因するものについては、甲が負担するものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、免除する。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由がなく、委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙が委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙またはその代理人もしくは使用人が、正当な理由がなく、甲の検査の実施を妨げたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する金額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(予算削除に係る契約変更または解除)

第14条 甲は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が第8条の規定により委託業務の履行を一時中止させようとする場合において、その中止期間が3箇月以上に及ぶときまたは契約期間の2分の1以上に及ぶとき。
- (2) 甲が第8条の規定により契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が3分の2以上減少することとなったとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務の履行が不可能になったとき。

(契約満了時等の引継ぎ)

第16条 乙は、契約期間の満了時または契約の解除があったときは次の委託契約業者に円滑に業務が引き継がれるよう協力すること。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約外の事項)

第19条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則の規定を準用するものとする。

- 2 乙は、業務を実施するにあたって、滋賀県の定める環境方針に配慮し、環境負荷の低減に努めること。
- 3 この契約に明記していない事項について疑義あるときは、その都度甲乙協議して定める。

以上、契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成30年 月 日

甲 大津市におの浜一丁目1番20号
ピアザ淡海管理組合
組 合 長 _____ 印

乙 _____

_____ 印

別紙

内訳	金額	備考
平成 30 年 (2018 年) 4 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 5 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 6 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 7 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 8 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 9 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 10 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 11 月	***,***,***円	
平成 30 年 (2018 年) 12 月	***,***,***円	
平成 31 年 (2019 年) 1 月	***,***,***円	
平成 31 年 (2019 年) 2 月	***,***,***円	
平成 31 年 (2019 年) 3 月	***,***,***円	
平成 31 年 (2019 年) 4 月	***,***,***円	
2019 年 5 月	***,***,***円	
2019 年 6 月	***,***,***円	
2019 年 7 月	***,***,***円	
2019 年 8 月	***,***,***円	
2019 年 9 月	***,***,***円	
2019 年 10 月	***,***,***円	
2019 年 11 月	***,***,***円	
2019 年 12 月	***,***,***円	
2020 年 1 月	***,***,***円	
2020 年 2 月	***,***,***円	
2020 年 3 月	***,***,***円	

ピアザ淡海委託業務 共通事項

1. 業務体制等に関する事項

(1) 業務責任者の設置と業務体制の確立

受託者は、事務責任者、事務副責任者、業務責任者、業務副責任者および業務担当者をもって業務体制を組織する。また、受託者は、その内容を業務の実施に先立ちピアザ淡海管理組合に届け出なければならない。

ア 本社等の体制

(ア) 事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者

(イ) 事務副責任者

事務責任者を補佐し、事務責任者が不在となる場合その職務を代行する者

イ 現場の体制

(ア) 業務責任者

業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、業務担当者を指揮監督する者

(イ) 業務副責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者が不在となる場合その職務を代行する者

(ウ) 業務担当者

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者

(2) 業務計画の作成

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、作業工程、業務を行う者が有する資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、ピアザ淡海管理組合に提出しなければならない。

(3) 業務実施状況の報告

ア 業務実施報告

業務責任者は、業務実施後直ちに業務の実施状況を記載した業務実施報告書を作成し、ピアザ淡海管理組合に提出しなければならない。

イ 作業完了報告

受託者は、業務完了後直ちに業務の完了内容を記載した完了報告書を作成し、ピアザ淡海管理組合に提出しなければならない。

(4) 服務規律

ア 受託者は、業務に従事する者に対し、業務を行うに適した統一された服装および名札を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にしなければならない。

イ 受託者は、業務の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除または期間満了後においても同様とする。

ウ 受託者は、ピアザ淡海各区分所有者、入居団体およびピアザ淡海管理組合の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 受託者は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時には速やかに控室等の業務に関係した箇所の後片づけおよび清掃を行わなければならない。

2. その他の遵守事項等

(1) 安全管理、危険防止等

ア 受託者は、業務の実施に当たって、火災、傷害、盗難に注意しなければならない。

また、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

イ 受託者は、業務の実施に当たって、ピアザ淡海各区分所有者、入居団体、ピアザ淡海管理組合または第三者に危害または損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

(2) 受託者の負担の範囲

業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、契約図書に別に記載がある場合以外はピアザ淡海管理組合の負担とする。

(3) 資料等の整理・保管

- ア 受託者は、業務に関係する図面、図書等の資料の保管を行い、必要な場合に速やかに取り出せるよう整理しておかなければならない。
- イ 受託者は、支給された消耗品および予備品の在庫の状況を把握し、不足する場合には、事前にピアザ淡海管理組合に報告しなければならない。

(4) 使用機器、材料の承認

- 受託者は、業務の実施に当たって使用する機器、材料等について、事前にピアザ淡海管理組合に届け出、承認を得なければならない。
- なお、洗剤・石鹼およびワックスは、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質（いわゆる環境ホルモン：1998年に環境庁が公表し、2000年11月に改訂された「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に掲載されている化学物質）を含まないものを使用しなければならない。

(5) その他

- 業務中に破損、故障箇所を発見した場合には、その状況をピアザ淡海管理組合に報告しなければならない。

3. 契約図書に関する事項

(1) 仕様書等の優先順位

- 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、特記仕様書を定めた場合において業務仕様書との間に相違がある場合、あるいは契約書と仕様書との間に相違がある場合、その優先順位は、
 - ①契約書
 - ②仕様書
 - ②-1 特記仕様書
 - ②-2 業務仕様書の順とする。

(2) 疑義に対する協議

- 受託者は、契約図書に明示のない場合または疑義を生じた場合は、ピアザ淡海管理組合と協議する。

4. その他

- 上記1. (1)～(3) および2. (4) に規定する届出等の様式については、必要に応じて個別の委託業務仕様書において定める。